

平成 2 6 年

第 1 回 定例市議会

# 条例議案等参考

阿 久 根 市



議案 番号	件名	ページ
11	北薩広域行政事務組合規約の変更について	1
14	阿久根市課設置条例の一部を改正する条例の制定について	1
15	市長等の給与に関する条例及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2
16	一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
17	消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	4
18	阿久根市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	30
19	阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	31
20	阿久根市地区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	32
21	阿久根市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	35
22	阿久根市社会教育委員条例及び阿久根市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について	36



議案第11号参考 北薩広域行政事務組合規約の変更について 新旧対照表

○ 北薩広域行政事務組合規約（昭和58年指令地第3号許可）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（組合の事務所の位置）</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>出水市野田町下名7035番地</u>に置く。</p>	<p>（組合の事務所の位置）</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>理事長の属する市役所又は町役場内</u>に置く。</p>

議案第14号参考 阿久根市課設置条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市課設置条例（昭和35年阿久根市条例第11号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（課の所掌事務）</p> <p>第2条（略）</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>(8) 農政課</p> <p>ア 農業に関すること。</p> <p>イ 農業農村整備事業に関すること。</p> <p>(9)及び(10)（略）</p> <p>(11) 都市建設課</p> <p>ア 住宅及び下水道に関すること。</p> <p>イ 高速交通対策に関すること。</p> <p>ウ 都市計画に関すること。</p> <p>エ 土木及び建築に関すること。</p> <p>オ <u>地籍調査に関すること。</u></p>	<p>（課の所掌事務）</p> <p>第2条（略）</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>(8) 農政課</p> <p>ア 農業に関すること。</p> <p>イ 農業農村整備事業に関すること。</p> <p>ウ <u>地籍調査に関すること。</u></p> <p>(9)及び(10)（略）</p> <p>(11) 都市建設課</p> <p>ア 住宅及び下水道に関すること。</p> <p>イ 高速交通対策に関すること。</p> <p>ウ 都市計画に関すること。</p> <p>エ 土木及び建築に関すること。</p>

議案第15号参考 市長等の給与に関する条例及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 市長等の給与に関する条例（昭和41年阿久根市条例第2号）

（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>附 則 1～17 （略）</p> <p><u>18 平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から平成27年3月31日（市長にあっては、同日又は施行日において市長の職に就いた者が施行日以後に当該職を失した日のいずれか早い日）までの間における市長等の給料月額は、第2条第1項の規定にかかわらず、市長にあっては同項第1号に規定する額から当該額の100分の30に相当する額を、副市長にあっては同項第2号に規定する額から当該額の100分の20に相当する額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に規定する額とする。</u></p>	<p>附 則 1～17 （略）</p>

○ 教育長の給与に関する条例（昭和41年阿久根市条例第3号）

（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>附 則 1～10 （略）</p> <p><u>11 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における教育長の給料月額は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額から当該額の100分の15に相当する額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に規定する額とする。</u></p>	<p>附 則 1～10 （略）</p>

議案第16号参考 一般職に属する職員の給与に関する条例関係新旧対照表

○ 一般職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年阿久根市条例第1号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後			現 行		
<p>附 則 1～12 （略） 13 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間における職員の給料の月額は、第3条、第4条、附則第8項及び一般職に属する職員の給与に関する条例及び阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年阿久根市条例第13号）附則第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（この項において以下「基礎額」という。）から、基礎額にその者の給料表の級の区分に応じ次の表の率欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第11条の2に規定する期末手当及び第11条の5に規定する勤勉手当の算出の基礎となる給料の月額は、基礎額とする。</p>			<p>附 則 1～12 （略） 13 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における職員の給料の月額は、第3条、第4条、附則第8項及び一般職に属する職員の給与に関する条例及び阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年阿久根市条例第13号）附則第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（この項において以下「基礎額」という。）から、基礎額にその者の給料表の級の区分に応じ次の表の率欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第11条の2に規定する期末手当及び第11条の5に規定する勤勉手当の算出の基礎となる給料の月額は、基礎額とする。</p>		
給料表	級	率	給料表	級	率
一般行政 職給料表	1級及び2級	100分の4	一般行政 職給料表	1級及び2級	100分の4
	3級	100分の6		3級	100分の6
	4級	100分の7		4級	100分の7
	5級	100分の8		5級	100分の8
	6級及び7級	100分の10		6級及び7級	100分の10

議案第17号参考 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市行政財産の使用料徴収条例（昭和60年阿久根市条例第27号）  
（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（使用料の算定基準）</p> <p>第3条 使用料は、市長が使用させる財産について定める土地又は建物の評価額を基準とし、土地にあつては100分の4を、建物にあつては100分の7を乗じて得た額とする。ただし、特別なものについては、別に市長が定める。</p> <p>2. <u>前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。</u></p> <p>3. <u>前2項の規定にかかわらず、行政財産の使用のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものに係る使用料の額は、前2項の規定により算出した額に当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする</u></p>	<p>（使用料の算定基準）</p> <p>第3条 使用料は、市長が使用させる財産について定める土地又は建物の評価額を基準とし、土地にあつては100分の4を、建物にあつては100分の7を乗じて得た額とする。ただし、特別なものについては、別に市長が定める。</p> <p>2. <u>前項</u>の規定にかかわらず、行政財産の使用のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものに係る使用料の額は、<u>同項</u>の規定により算出した額に1.05を乗じて得た額</p>
<p>（加算金）</p> <p>第4条 使用者が負担すべき必要経費は、次に掲げるとおりとし、前条の使用料に加算して徴収することができる。</p> <p>(1) 電気又は電力料 (2) 水道及びガス料金 (3) 火災保険料 (4) 冷暖房に要する経費 (5) 清掃に要する経費</p> <p>2. <b>【削除】</b></p>	<p>（加算金）</p> <p>第4条 使用者が負担すべき必要経費は、次に掲げるとおりとし、前条の使用料に加算して徴収することができる。</p> <p>(1) 電気又は電力料 (2) 水道及びガス料金 (3) 火災保険料 (4) 冷暖房に要する経費 (5) 清掃に要する経費</p> <p>2. <u>前項の必要経費のうち、消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものの額は、当該必要経費の額に1.05を乗じて得た額とする。</u></p>





○ 阿久根市民会館条例（昭和41年阿久根市条例28号）  
（第3条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		現 行						
別表（第9条関係） 阿久根市民会館使用料 1 ホール使用料		別表（第9条関係） 阿久根市民会館使用料 1 ホール使用料						
種別	時間	午前 9時～ 12時	午後 13時～ 17時	夜間 17時～ 22時	昼間 9時～ 17時	午後・夕 13時～ 22時	全日 9時～ 22時	
基本料	円	6,480	8,640	10,800	11,880	16,200	19,440	円
料金	土曜・日曜 国民の祝日	7,560	9,720	12,960	16,200	19,440	22,680	円
超過料金	1時間以内	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	基本料金の3割増	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考	<p>1 入場料又はこれに類するものを徴収せず<u>に商業的宣伝、慰安等に使用する場合は、基本料金の10割増とする。</u></p> <p>2 入場料又はこれに類するものを徴収し使用する場合は、基本料金の20割増とする。</p> <p>3 国又は地方公共団体が後援するもので、入場料又はこれに類するものを徴収し使用する場合は、基本料金の5割増とする。</p> <p>4 使用者が特別の設備を行い、又は備えつけの器具以外の器具を使用する場合は、電気、水道料の実費相当額を加算する。</p> <p>5 阿久根市外の住居者が使用する場合は、基本料金の10割増とする。</p> <p>6 練習又は準備のため舞台のみ使用する場合は、基本料金の3割の額とする。</p>							
備考	<p>1 入場料又はこれに類するものを徴収せず<u>に商業的宣伝、慰安等に使用する場合は、基本料金の10割増</u></p> <p>2 入場料又はこれに類するものを徴収し、使用する場合は、基本料金の20割増</p> <p>3 国又は地方公共団体が後援するもので、入場料又はこれに類するものを徴収し、使用する場合は、基本料金の5割増</p> <p>4 使用者が特別の設備を行い、又は備えつけの器具以外の器具を使用する場合は、電気、水道料の実費相当額に1.05を乗じて得た額</p> <p>5 市外住居者使用の場合、基本料金の10割増</p> <p>6 練習又は準備のため舞台のみ使用する場合は、基本料金の3割の額</p>							

7 市内アマチュアスポーツ (入場料を徴しない場合) が使用する場合は、基本料金の5割の額とする。

8 (略)

2 会議室等使用料

種別	時間		午後	夜間	昼間	午後・朝	全日
	午前	午後					
第1会議室	9時～ 12時	13時～ 17時	円 1,180	円 1,620	円 1,940	円 2,700	円 3,240
第2会議室	640	970	640	750	970	1,940	2,700
第3会議室	540	640	540	750	970	1,290	1,510
第4会議室	540	640	540	750	970	1,290	1,510
第5会議室	970	1,080	970	1,180	1,290	1,620	1,940
第6会議室	640	860	640	970	1,180	1,290	1,510
第7会議室	540	640	540	750	970	1,290	1,510
第8会議室	540	640	540	750	970	1,290	1,510
第9会議室	590	810	590	1,020	1,240	1,620	2,100
第10会議室	590	810	590	1,020	1,240	1,620	2,100

備考 (略)

3 冷暖房使用料

会議室名	冷房	暖房
大ホール	1時間につき 2,160円	1時間につき 2,700円
第1会議室	1時間につき 540円	
第2会議室	1時間につき 430円	
第3会議室	1時間につき 320円	
第4会議室	1時間につき 320円	
第5会議室	1時間につき 320円	
第6会議室	1時間につき 320円	

7 市内アマチュアスポーツ (入場料を徴しない場合) が使用する場合は、基本料金の5割の額

8 (略)

2 会議室等使用料

種別	時間		午後	夜間	昼間	午後・朝	全日
	午前	午後					
第1会議室	9時～ 12時	13時～ 17時	円 1,150	円 1,570	円 1,890	円 2,620	円 3,150
第2会議室	630	940	630	730	940	1,890	2,620
第3会議室	520	630	520	730	940	1,260	1,470
第4会議室	520	630	520	730	940	1,260	1,470
第5会議室	940	1,050	940	1,150	1,260	1,570	1,890
第6会議室	630	840	630	940	1,150	1,260	1,470
第7会議室	520	630	520	730	940	1,260	1,470
第8会議室	520	630	520	730	940	1,260	1,470
第9会議室	570	780	570	990	1,200	1,570	2,040
第10会議室	570	780	570	990	1,200	1,570	2,040

備考 (略)

3 冷暖房使用料

会議室名	冷房	暖房
大ホール	1時間につき 2,100円	1時間につき 2,620円
第1会議室	1時間につき 520円	
第2会議室	1時間につき 420円	
第3会議室	1時間につき 310円	
第4会議室	1時間につき 310円	
第5会議室	1時間につき 310円	
第6会議室	1時間につき 310円	

第7会議室	1時間につき	320円	第7会議室	1時間につき	310円
第8会議室	1時間につき	320円	第8会議室	1時間につき	310円
第9会議室	1時間につき	320円	第9会議室	1時間につき	310円
第10会議室	1時間につき	320円	第10会議室	1時間につき	310円

備考 使用者が第3会議室及び第4会議室又は第7会議室及び第8会議室を同時に使用する場合は、1時間につき320円とする。

備考 使用者が第3会議室及び第4会議室又は第7会議室及び第8会議室を同時に使用する場合は、1時間につき310円とする。

○ 阿久根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成15年阿久根市条例第34号）

（第4条関係）

（下線の部分は改正部分）

改	正	後	現	行
（一般廃棄物処理手数料）	（一般廃棄物処理手数料）		（一般廃棄物処理手数料）	
第10条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、別表第1に定めるところにより算定した額に当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を一般廃棄物処理手数料として徴収する。	第10条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、別表第1に定めるところにより算定した額に当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を一般廃棄物処理手数料として徴収する。	第10条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、別表第1に定める額に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を一般廃棄物処理手数料として徴収する。	第10条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、別表第1に定める額に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を一般廃棄物処理手数料として徴収する。	
2及び3（略）	2及び3（略）		2及び3（略）	

○ 阿久根市働く女性の会条例（昭和57年阿久根市条例第8号）  
（第5条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		現 行	
別表（第6条関係）	別表（第6条関係）	室名	使用料（1時間につき）
講習室1	講習室1	講習室1	230円
講習室2	講習室2	講習室2	<u>300円</u>
講習室3	講習室3	講習室3	230円
講習室4	講習室4	講習室4	<u>300円</u>
料理実習室	料理実習室	料理実習室	610円
軽運動室	軽運動室	軽運動室	<u>360円</u>
大会議室	大会議室	大会議室	500円
(注) (略)	(注) (略)	(注) (略)	490円

○ 阿久根市有温泉管理及び利用料徴収条例（昭和33年阿久根市条例第34号）  
（第6条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（利用料）</p> <p>第7条 利用料は、次の区分により定める。</p> <p>(1) 給湯口 口径32ミリ 年額 <u>51,840円</u></p> <p>(2) 同 38ミリ 同 <u>58,320円</u></p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>（利用料）</p> <p>第7条 利用料は、次の区分により定める。</p> <p>(1) 給湯口 口径32ミリ 年額 <u>50,400円</u></p> <p>(2) 同 38ミリ 同 <u>56,700円</u></p> <p>2及び3 (略)</p>

○ 阿久根市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成3年阿久根市条例第11号）  
（第7条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行																																																				
<p>別表（第8条関係）</p> <p>センター使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">施設使用料（1時間につき）</th> <th rowspan="2">冷暖房使用料（1時間につき）</th> </tr> <tr> <th>9時から17時まで</th> <th>17時から22時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>円 <u>430</u></td> <td>円 <u>540</u></td> <td>円 <u>1,080</u></td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td><u>210</u></td> <td><u>320</u></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>農産加工室</td> <td><u>320</u></td> <td><u>430</u></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>研修室1</td> <td><u>210</u></td> <td><u>320</u></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>研修室2</td> <td><u>210</u></td> <td><u>320</u></td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（略）</p>	区分	施設使用料（1時間につき）		冷暖房使用料（1時間につき）	9時から17時まで	17時から22時まで	多目的ホール	円 <u>430</u>	円 <u>540</u>	円 <u>1,080</u>	会議室	<u>210</u>	<u>320</u>	100	農産加工室	<u>320</u>	<u>430</u>	100	研修室1	<u>210</u>	<u>320</u>	100	研修室2	<u>210</u>	<u>320</u>	100	<p>別表（第8条関係）</p> <p>センター使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">施設使用料（1時間につき）</th> <th rowspan="2">冷暖房使用料（1時間につき）</th> </tr> <tr> <th>9時から17時まで</th> <th>17時から22時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>円 <u>420</u></td> <td>円 <u>520</u></td> <td>円 <u>1,050</u></td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td><u>210</u></td> <td><u>310</u></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>農産加工室</td> <td><u>310</u></td> <td><u>420</u></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>研修室1</td> <td><u>210</u></td> <td><u>310</u></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>研修室2</td> <td><u>210</u></td> <td><u>310</u></td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（略）</p>	区分	施設使用料（1時間につき）		冷暖房使用料（1時間につき）	9時から17時まで	17時から22時まで	多目的ホール	円 <u>420</u>	円 <u>520</u>	円 <u>1,050</u>	会議室	<u>210</u>	<u>310</u>	100	農産加工室	<u>310</u>	<u>420</u>	100	研修室1	<u>210</u>	<u>310</u>	100	研修室2	<u>210</u>	<u>310</u>	100
区分		施設使用料（1時間につき）			冷暖房使用料（1時間につき）																																																
	9時から17時まで	17時から22時まで																																																			
多目的ホール	円 <u>430</u>	円 <u>540</u>	円 <u>1,080</u>																																																		
会議室	<u>210</u>	<u>320</u>	100																																																		
農産加工室	<u>320</u>	<u>430</u>	100																																																		
研修室1	<u>210</u>	<u>320</u>	100																																																		
研修室2	<u>210</u>	<u>320</u>	100																																																		
区分	施設使用料（1時間につき）		冷暖房使用料（1時間につき）																																																		
	9時から17時まで	17時から22時まで																																																			
多目的ホール	円 <u>420</u>	円 <u>520</u>	円 <u>1,050</u>																																																		
会議室	<u>210</u>	<u>310</u>	100																																																		
農産加工室	<u>310</u>	<u>420</u>	100																																																		
研修室1	<u>210</u>	<u>310</u>	100																																																		
研修室2	<u>210</u>	<u>310</u>	100																																																		

○ 阿久根市山村開発センターの設置及び管理に関する条例（昭和60年阿久根市条例第4号）  
 （第8条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		現 行			
別表（第7条関係）		別表（第7条関係）			
会議室使用料		会議室使用料			
区分	施設使用料			冷暖房使用料 （1時間につき）	
	9時～12時	12時～17時	17時～22時		
会議室1	210	320	640	100	
会議室2	210	320	640	100	
調理室	430	540	1,080	—	
備考		備考			
1 及び2（略）		1 及び2（略）			
3 基本時間を超えて使用する場合は、1時間につき100円の超過料金を徴収する。ただし、興行に類するものについては、1時間160円を徴収する。		3 基本時間を超えて使用する場合は、1時間につき100円の超過料金を徴収する。ただし、興行に類するものについては、1時間150円を徴収する。			
4（略）		4（略）			

○ 阿久根市漁港管理条例（昭和43年阿久根市条例第26号）  
（第9条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後				現 行			
別表第1（第5条関係）				別表第1（第5条関係）			
使用料等	利用又は占有に係る施設の種類	区分		額	備考	利用又は占有の態様	備考
		利用又は占有する場合	利用又は占有しない場合				
占用料	1 漁港施設用地	(1) 工作物を設置する場合	(1) 又は(2)のイに該当する期間が1月未満である場合には、掲げる額に当該消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額とする。	1月につき市長が定める適用地価額の1,000分の2に相当する額	(1) 又は(2)のイに該当する期間が1月未満である場合には、掲げる額に1.05を乗じた額とする。	ア 架空工作物、電柱類及び広告物類 イ ア以外の工作物の工作物	阿久根市道路占用料徴収条例（平成30年阿久根市条例第29号）第2条及び別表により算定する額
			1月につき市長が定める適用地価額の1,000分の2に相当する額	1月につき市長が定める適用地価額の1,000分の3に相当する額			
占用料	2 外郭施設及び係留施設	(1) 工作物を設置しない場合	1月につき市長が定める適用地価額の1,000分の2に相当する額に当該に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額とする。	1月につき市長が定める適用地価額の1,000分の2に相当する額	1月につき市長が定める適用地価額の1,000分の2に相当する額	ア 架空工作物	阿久根市道路占用料
				1月につき市長が定める適用地価額の1,000分の2に相当する額	1月につき市長が定める適用地価額の1,000分の3に相当する額		



		を設置する 場合	作物, 円 管類, 電 柱類及び 広告物類	用料徴収条例 (平成3年阿久 根市条例第29 号) 第2条及び 別表により算定 する額	
			イ ア以外の の工作物	1月につき市長 が定める適正用 地価格の1,000 分の3に相当す る額に1.05を乗 じて得た額	

注 (略)

別表第2 (第6条関係)

1 土砂採取料 表 (略)

注

- 1 (略)
- 2 1件当たりの土砂採取料の額は、この表により算出した額に1.05を乗じて得た額

3 (略)

2 占用料 表 (略)

注

- 1 及び2 (略)
- 3 占用の期間が1月に満たない占用の当該占用料の額は、この表により算出した額に1.05を乗じて得た額  
(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 4 及び5 (略)

		を設置する 場合	作物, 円 管類, 電 柱類及び 広告物類	用料徴収条例 (平成3年阿久 根市条例第29 号) 第2条及び 別表により算定 する額	
			イ ア以外の の工作物	1月につき市長 が定める適正用 地価格の1,000 分の3に相当す る額に当該額に 係る消費税及び 地方消費税の合 計額に相当する 額を加算した額	

注 (略)

別表第2 (第6条関係)

1 土砂採取料 表 (略)

注

- 1 (略)
- 2 1件当たりの土砂採取料の額は、この表により算出した額に当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額 (その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3 (略)

2 占用料 表 (略)

注

- 1 及び2 (略)
- 3 占用の期間が1月に満たない占用の当該占用料の額は、この表により算出した額に当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額 (その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 4 及び5 (略)

○ 阿久根市道路占用料徴収条例（平成3年阿久根市条例第29号）  
（第10条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（占用料の額及び徴収方法）</p> <p>第2条 占用料の額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、前項の規定により算定した額（その額が100円に満たない場合）にあつては、別表備考第10項の規定により100円とする前の額）に当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額（その額が100円に満たない場合）にあつては、100円とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てるものとする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（占用料の額及び徴収方法）</p> <p>第2条 占用料の額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、前項の規定により算定した額（その額が100円に満たない場合）にあつては、別表備考第10項の規定により100円とする前の額）に1.05を乗じて得た額</p> <p>—（その額が100円に満たない場合）にあつては、100円とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てるものとする。</p> <p>3 （略）</p>

○ 阿久根市都市公園条例（昭和32年阿久根市条例第1号）  
（第11条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		現 行	
別表第2（第10条，第10条の2関係） (1) (略) (2) (略) 備考 1～4 (略) 5 占有物件のうち，消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについては，この表により算定した額に当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額とする。）を当該使用料の額とする。 (3) (略) 備考 1～3 4 占有物件のうち，消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについては，この表により算定した額に当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額とする。）を当該使用料の額とする。 (4) 有料公園施設を使用する場合 ア 総合グラウンド及びソフトボール場	別表第2（第10条，第10条の2関係） (1) (略) (2) (略) 備考 1～4 (略) 5 占有物件のうち，消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについては，この表により算定した額に1.05を乗じて得た額 （その額に10円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額とする。）を当該使用料の額とする。 (3) (略) 備考 1～3 4 占有物件のうち，消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについては，この表により算定した額に1.05を乗じて得た額 （その額に10円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額とする。）を当該使用料の額とする。 (4) 有料公園施設を使用する場合 ア 総合グラウンド及びソフトボール場		
		使用区分	使用料（1時間につき）
		単位	入場料又はこれに類するものを徴収する場合 円 120
		1団体	円 910
		1団体	1,290
		1団体	2,590
		使用区分	使用料（1時間につき）
		単位	入場料又はこれに類するものを徴収する場合 円 120
		1団体	円 890
		1団体	1,260
		1団体	2,520

附属施設	総合グラウンド	1基	円 430
	ソフトボール場	4基	円 1,720
総合グラウンド管理棟	会議室	1基	円 210
	多目的室A	1基	円 210
	多目的室B	1基	円 430

備考

- 1 (略)
- 2 使用者が特別の設備を行い、又は備付けの器具を使用した場合において消費した光熱水費については、当該使用に係る実費相当額 \_\_\_\_\_ を徴収する。
- 3 (略)

イ 弓道場

使用区分	団体使用				個人使用 1回につき
	8時30分～12時	12時～17時	17時～22時	8時30分～22時	
中学生以下	円 210	円 430	円 540	円 860	円 1,080
高校生及び一般	円 320	円 640	円 860	円 1,400	円 1,720
照明施設	1時間につき 160円				50

ウ 多目的雨天屋内運動場

使用区分	一般集会	営業に類する場合	アマチュアスポーツ団体が使用する場合		個人使用(1人)	
			円	円	高校生以下	一般
8時から12時まで	円 1,290	円 3,880	円 1,080	円 1,290	円 30	円 40
12時から17時まで	円 1,620	円 3,880	円 1,290	円 1,290	円 30	円 40
17時から22時まで	円 3,240	円 8,100	円 2,590	円 2,590	円 30	円 40
照明施設	一部使用 1時間につき 510円 全部使用 1時間につき 1,030円					

エ 総合体育館

使用時間	8時半か	12時か	17時か	摘要
------	------	------	------	----

附属施設	総合グラウンド	1基	円 420
	ソフトボール場	4基	円 1,680
総合グラウンド管理棟	会議室	1基	円 210
	多目的室A	1基	円 210
	多目的室B	1基	円 420

備考

- 1 (略)
- 2 使用者が特別の設備を行い、又は備付けの器具を使用した場合において消費した光熱水費については、当該使用に係る実費相当額に1.05を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)を徴収する。
- 3 (略)

イ 弓道場

使用区分	団体使用				個人使用 1回につき
	8時30分～12時	12時～17時	17時～22時	8時30分～22時	
中学生以下	円 210	円 420	円 520	円 840	円 1,050
高校生及び一般	円 310	円 630	円 840	円 1,360	円 1,680
照明施設	1時間につき 150円				50

ウ 多目的雨天屋内運動場

使用区分	一般集会	営業に類する場合	アマチュアスポーツ団体が使用する場合		個人使用(1人)	
			円	円	高校生以下	一般
8時から12時まで	円 1,260	円 3,780	円 1,050	円 1,260	円 30	円 40
12時から17時まで	円 1,570	円 3,780	円 1,260	円 1,260	円 30	円 40
17時から22時まで	円 3,150	円 7,870	円 2,520	円 2,520	円 30	円 40
照明施設	一部使用 1時間につき 500円 全部使用 1時間につき 1,000円					

エ 総合体育館

使用時間	8時半か	12時か	17時か	摘要
------	------	------	------	----

使用区分 専用使用	使用者が 入場料を 徴収しな い場合	アマチュ アポーツ に使用 する場合 その他の 団体に 使用す る場合 (営利又 は宣 伝を 目的 とし ない。)	小, 中, 高児童 生徒 その他 の者	から12時 まで	から17時 まで	から22時 まで	8時半 から17 時まで で、12 時から 22時ま で及び 8時半 から22 時まで の時間 区分の 使用料 はそれ ぞれの 時間区 分に属 する使 用料 の金額 を合算 した額 とする。 備考
専用使用	使用者が 入場料を 徴収しな い場合	アマチュ アポーツ に使用 する場合 その他の 団体に 使用す る場合 (営利又 は宣 伝を 目的 とし ない。)	小, 中, 高児童 生徒 その他 の者	円 910	円 1,320	円 1,830	ラケット ト、球は 除く。
				円 1,830	円 2,540	円 3,560	ラケット ト、シャ トルコッ クは除 く。
専用使用	使用者が 入場料を 徴収する 場合	アマチュ アポーツ に使用 する場合 その他の 団体に 使用す る場合 (営利又 は宣 伝を 目的 とし ない。)	小, 中, 高児童 生徒 その他 の者	円 4,070	円 6,110	円 8,150	ボールは 除く。
				円 9,170	円 15,290	円 20,380	ボールは 除く。
専用使用	使用者が 入場料を 徴収する 場合	アマチュ アポーツ に使用 する場合 その他の 団体に 使用す る場合 (営利又 は宣 伝を 目的 とし ない。)	小, 中, 高児童 生徒 その他 の者	円 4,580	円 7,640	円 10,190	ボールは 除く。
				円 9,170	円 15,290	円 20,380	ボールは 除く。
一部使用	使用者が 入場料を 徴収する 場合	アマチュ アポーツ に使用 する場合 その他の 団体に 使用す る場合 (営利又 は宣 伝を 目的 とし ない。)	小, 中, 高児童 生徒 その他 の者	円 22,930	円 38,220	円 50,970	ボールは 除く。
				円 22,930	円 38,220	円 50,970	ボールは 除く。
専用使用	使用者が 入場料を 徴収しな い場合	アマチュ アポーツ に使用 する場合 その他の 団体に 使用す る場合 (営利又 は宣 伝を 目的 とし ない。)	小, 中, 高児童 生徒 その他 の者	円 930	円 1,360	円 1,890	ラケット ト、球は 除く。
				円 1,890	円 2,610	円 3,670	ラケット ト、シャ トルコッ クは除 く。
専用使用	使用者が 入場料を 徴収する 場合	アマチュ アポーツ に使用 する場合 その他の 団体に 使用す る場合 (営利又 は宣 伝を 目的 とし ない。)	小, 中, 高児童 生徒 その他 の者	円 4,190	円 6,280	円 8,390	ボールは 除く。
				円 9,430	円 15,730	円 20,960	ボールは 除く。
専用使用	使用者が 入場料を 徴収する 場合	アマチュ アポーツ に使用 する場合 その他の 団体に 使用す る場合 (営利又 は宣 伝を 目的 とし ない。)	小, 中, 高児童 生徒 その他 の者	円 4,710	円 7,860	円 10,480	ボールは 除く。
				円 9,430	円 15,730	円 20,960	ボールは 除く。
一部使用	使用者が 入場料を 徴収する 場合	アマチュ アポーツ に使用 する場合 その他の 団体に 使用す る場合 (営利又 は宣 伝を 目的 とし ない。)	小, 中, 高児童 生徒 その他 の者	円 23,580	円 39,310	円 52,430	ボールは 除く。
				円 23,580	円 39,310	円 52,430	ボールは 除く。

ランニングコース	小, 中, 高児童生徒 その他の者	1人	20 50	
トレニング室	高校生以上	1人	100	中学生以下は、使用できない。
会議室 ミーティング室		1室	310	
卓球場		1室	510	会議使用の場合

備考

1～3 (略)

4 利用者が入場料を徴収する場合でその他の場合に該当する者の使用料については、この表に定めるところにより算出した額に、次の各号に掲げる区分に応じ、1回(大会、講習会等で使用する場合はその終了までを、興行等で昼夜に分けて行う場合はそれぞれを1回とする。ただし、大会等で2日以上にかけて実施する場合は、それぞれ1日を1回とする。以下この表において同じ。)につき当該各号に定める額を加算した額とする。

(1) 入場料を徴収する場合、税込入場料(前売券がある場合は、前売券の発売額)の最高額の100人分に相当する額に当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(2) 会費を徴収して入場させる場合又は会員制度により会員を招待して入場させる場合、1月分の会費の額(月決めによる会費を徴収しないときは、1月分の会費に換算した額。ただし、その額が1,000円を超える場合は1,000円とし、500円に満たない場合は500円とする。)の100人分に相当する額に当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(3) 商品等の売上高により招待券(名目のいかんにかかわらずこれに類するものを含む。)を発行して入場させる場合、招待券1枚を発行できる商品売上価格の10分の1に相当する額(その額が1,000円を超える場合は1,000円とし、500円に満たない場合は500円とする。)

ランニングコース	小, 中, 高児童生徒 その他の者	1人	20 50	
トレニング室	高校生以上	1人	100	中学生以下は、使用できない。
会議室 ミーティング室		1室	300	
卓球場		1室	500	会議使用の場合

備考

1～3 (略)

4 利用者が入場料を徴収する場合でその他の場合に該当する者の使用料については、この表に定めるところにより算出した額に、次の各号に掲げる区分に応じ、1回(大会、講習会等で使用する場合はその終了までを、興行等で昼夜に分けて行う場合はそれぞれを1回とする。ただし、大会等で2日以上にかけて実施する場合は、それぞれ1日を1回とする。以下この表において同じ。)につき当該各号に定める額を加算した額とする。

(1) 入場料を徴収する場合、税込入場料(前売券がある場合は、前売券の発売額)の最高額の100人分に相当する額に1.05を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(2) 会費を徴収して入場させる場合又は会員制度により会員を招待して入場させる場合、1月分の会費の額(月決めによる会費を徴収しないときは、1月分の会費に換算した額。ただし、その額が1,000円を超える場合は1,000円とし、500円に満たない場合は500円とする。)の100人分に相当する額に1.05を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(3) 商品等の売上高により招待券(名目のいかんにかかわらずこれに類するものを含む。)を発行して入場させる場合、招待券1枚を発行できる商品売上価格の10分の1に相当する額(その額が1,000円を超える場合は1,000円とし、500円に満たない場合は500円とする。)

の100人分に相当する額に当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数があると  
きは、その端数を切り捨てた額）

5及び6（略）

7 照明、冷暖房及び付属設備の使用を必要とする場合は、次の使用料を加算する。

(1) 照明、冷暖房

種類	単位	照明料 (1時間につき)	冷暖房 (1時間につき)
専用使用（舞台を除く）	アリーナ 全面	円 2,730	円 7,340
一部 使用	卓球場 1室	160	840
	バドミントン 1面	310	
	バレーボール 1面	680	
	バスケット 1面	1,360	
	テニス 1面	1,360	
	トレーニング室 1室	100	510
	会議室ミーティング 1室	100	510
舞台	1室	1,560	
2F走路	全面	310	

(2) 附属設備

附属設備使用料	設備名	単位	使用料（1回につき）
	放送設備	一式	円 510
	長机	1脚	30
	折椅子	1脚	10

特別の設備又は備付け以外の器具を使用するときの使用料は、実費相当額を加算した額

オ 武道館

使用区分	一般集会	営業に 類する 場合	アマチュアスポ ーツ団体が使用 する場合	個人使用（1人）	
				高校生以下	一般
8時から 12時まで	円 1,290	円 3,880	円 1,080	円 30	円 40
12時から 17時まで	円 1,620	円 3,880	円 1,290	円 30	円 40

の100人分に相当する額に1.05を乗じて得た額

（その額に10円未満の端数があると  
きは、その端数を切り捨てた額）

5及び6（略）

7 照明、冷暖房及び付属設備の使用を必要とする場合は、次の使用料を加算する。

(1) 照明、冷暖房

種類	単位	照明料 (1時間につき)	冷暖房 (1時間につき)
専用使用（舞台を除く）	アリーナ 全面	円 2,650	円 7,130
一部 使用	卓球場 1室	150	810
	バドミントン 1面	300	
	バレーボール 1面	660	
	バスケット 1面	1,320	
	テニス 1面	1,320	
	トレーニング室 1室	100	500
	会議室ミーティング 1室	100	500
舞台	1室	1,520	
2F走路	全面	300	

(2) 附属設備

附属設備使用料	設備名	単位	使用料（1回につき）
	放送設備	一式	円 500
	長机	1脚	30
	折椅子	1脚	10

特別の設備又は備付け以外の器具を使用するときの使用料は、実費相当額を加算した額

オ 武道館

使用区分	一般集会	営業に 類する 場合	アマチュアスポ ーツ団体が使用 する場合	個人使用（1人）	
				高校生以下	一般
8時から 12時まで	円 1,260	円 3,780	円 1,050	円 30	円 40
12時から 17時まで	円 1,570	円 3,780	円 1,260	円 30	円 40

17時から 22時まで	3,240	8,100	2,590	30	40
照明施設	1時間につき 640円				

備考 (略)

カ 野球場

使用区分	2時間以 内		2時間を 超え4時 間以内	4時間を 超え8時 間以内
入場料又はこ れに類するも のを徴収しな い場合	アマチュ アスポーツに使用 する場合	小, 中, 高の 児童・生徒 その他の者	円 320	円 1,080
	その他の場合		円 540	円 2,160
入場料又はこ れに類するも のを徴収する 場合	アマチュ アスポーツに使用 する場合	小, 中, 高の 児童・生徒 その他の者	円 1,400	円 5,400
	その他の場合		円 2,160	円 8,640
附属施設	スコアボード及び放送施設		円 5,400	円 21,600
			円 210	円 540

キ 庭球場

使用区分	営業に類する 場合		アマチュアス ポーツ団体が 使用する場合	個人使用 (1人)	
	円	円	円	小, 中, 高の 児童・生徒	一般
1コート 1時間につき	320	210	円 210	円 100	円 210
照明施設	1時間につき 970円				

備考 (略)

ク 番所丘公園施設使用料

施設	使用区分		料金
ゴーカート	1人乗	1回	円 210
	2人乗	1回	円 310
電気自動車	1台	1回	円 100
	1回		円 80
人工スキー	10回		円 730
	1回		円 50
ちびっこゲレンデ	10回		円 310
	小学生以下	1時間	円 100

17時から 22時まで	3,150	7,870	2,520	30	40
照明施設	1時間につき 630円				

備考 (略)

カ 野球場

使用区分	2時間以 内		2時間を 超え4時 間以内	4時間を 超え8時 間以内
入場料又はこ れに類するも のを徴収しな い場合	アマチュ アスポーツに使用 する場合	小, 中, 高の 児童・生徒 その他の者	円 310	円 1,050
	その他の場合		円 520	円 2,100
入場料又はこ れに類するも のを徴収する 場合	アマチュ アスポーツに使用 する場合	小, 中, 高の 児童・生徒 その他の者	円 1,360	円 5,250
	その他の場合		円 2,100	円 8,400
附属施設	スコアボード及び放送施設		円 5,250	円 21,000
			円 210	円 520

キ 庭球場

使用区分	営業に類する 場合		アマチュアス ポーツ団体が 使用する場合	個人使用 (1人)	
	円	円	円	小, 中, 高の 児童・生徒	一般
1コート 1時間につき	310	210	円 210	円 100	円 210
照明施設	1時間につき 940円				

備考 (略)

ク 番所丘公園施設使用料

施設	使用区分		料金
ゴーカート	1人乗	1回	円 200
	2人乗	1回	円 300
電気自動車	1台	1回	円 100
	1回		円 80
人工スキー	10回		円 710
	1回		円 50
ちびっこゲレンデ	10回		円 300
	小学生以下	1時間	円 100



	中・高校生	〃	310
	大人	〃	510
パターゴルフ	小・中・高校生	1ラウンド	160
	大人	1ラウンド	250
グラウンドゴルフ	小・中・高校生	1ラウンド	50
	大 個人	1ラウンド	100
	人 団体 (15人以上)	1ラウンド	1人につき 80
ケ 阿久根大島公園施設			
施設名	区分	休憩料金 (1時間につき)	宿泊料金 (1泊につき)
海の家	A棟・B棟	8畳間	円 420
		6畳間	360
	4.5畳間	250	
	C棟	10.5畳間	540
バンガロー			430
備考 (略)			

	中・高校生	〃	300
	大人	〃	500
パターゴルフ	小・中・高校生	1ラウンド	150
	大人	1ラウンド	250
グラウンドゴルフ	小・中・高校生	1ラウンド	50
	大 個人	1ラウンド	100
	人 団体 (15人以上)	1ラウンド	1人につき 80
ケ 阿久根大島公園施設			
施設名	区分	休憩料金 (1時間につき)	宿泊料金 (1泊につき)
海の家	A棟・B棟	8畳間	円 400
		6畳間	350
	4.5畳間	250	
	C棟	10.5畳間	520
バンガロー			420
備考 (略)			

○ 阿久根市立学校施設使用条例（昭和33年阿久根市条例第32号）  
（第12条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		現 行				
別表（第4条関係） 学校施設使用料		別表（第4条関係） 学校施設使用料				
施設名	8時～12時	12時～17時	17時～22時	8時～12時	12時～17時	17時～22時
阿久根小学校屋内運動場	<u>640円</u>	<u>640円</u>	<u>1,290円</u>	<u>630円</u>	<u>630円</u>	<u>1,260円</u>
折多小学校屋内運動場	<u>640</u>	<u>640</u>	<u>1,290</u>	<u>630</u>	<u>630</u>	<u>1,260</u>
阿久根中学校屋内運動場	<u>640</u>	<u>640</u>	<u>1,290</u>	<u>630</u>	<u>630</u>	<u>1,260</u>
大川中学校屋内運動場	<u>640</u>	<u>640</u>	<u>1,290</u>	<u>630</u>	<u>630</u>	<u>1,260</u>
三笠中学校屋内運動場	<u>640</u>	<u>640</u>	<u>1,290</u>	<u>630</u>	<u>630</u>	<u>1,260</u>
その他の小・中学校屋内運動場	<u>430</u>	<u>430</u>	<u>1,080</u>	<u>420</u>	<u>420</u>	<u>1,050</u>
その他の教室	210	210	750	210	210	730
照明施設1時間につき			<u>430</u>			<u>420</u>
備考（略）						

○阿久根市公民館条例（昭和54年阿久根市条例第1号）  
（第13条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		現 行				
別表（第12条関係） 1 施設使用料	区分	使用料				
		9時～12時	12時～17時	17時～22時	円	
脇本地区 公民館	第1集会室	540	640	1,080	円	
	第2集会室	<u>540</u>	<u>640</u>	<u>1,080</u>		
	会議室（ステージ）	320	430	750		
	調理実習室	<u>540</u>	<u>640</u>	<u>1,080</u>		
	図書室	320	430	750		
	会議室	<u>320</u>	<u>430</u>	<u>750</u>		
	研修室（和室）A	<u>320</u>	<u>430</u>	<u>750</u>		
	研修室（和室）B	<u>320</u>	<u>430</u>	<u>750</u>		
	講堂	<u>320</u>	<u>430</u>	<u>860</u>		
	調理室	430	540	<u>1,080</u>		
大川地区 公民館	その他の室	210	<u>320</u>	<u>640</u>		
	研修室A	320	430	750		
	研修室B	<u>320</u>	<u>430</u>	<u>750</u>		
	研修室C	<u>320</u>	<u>430</u>	<u>750</u>		
脇本地区 公民館 隼人分館	研修室D	<u>320</u>	<u>430</u>	<u>750</u>		
	屋内運動場	430	430	<u>1,080</u>		
	照明施設1時間につき			<u>430</u>		
	備考	1及び2（略） 3 基本時間を超えて使用する場合は、1時間につき100円の超過料金 を徴収する。ただし、興行に類するものについては、1時間160円と する。				
別表（第12条関係） 1 施設使用料	脇本地区 公民館	第1集会室	520	630	1,050	円
		第2集会室	<u>520</u>	<u>630</u>	<u>1,050</u>	
	会議室（ステージ）	310	420	730		
	調理実習室	<u>520</u>	<u>630</u>	<u>1,050</u>		
	図書室	310	420	730		
	会議室	<u>310</u>	<u>420</u>	<u>730</u>		
	研修室（和室）A	<u>310</u>	<u>420</u>	<u>730</u>		
	研修室（和室）B	<u>310</u>	<u>420</u>	<u>730</u>		
	講堂	310	420	840		
	調理室	420	520	<u>1,050</u>		
大川地区 公民館	その他の室	210	<u>310</u>	<u>630</u>		
	研修室A	310	420	730		
	研修室B	<u>310</u>	<u>420</u>	<u>730</u>		
	研修室C	<u>310</u>	<u>420</u>	<u>730</u>		
脇本地区 公民館 隼人分館	研修室D	<u>310</u>	<u>420</u>	<u>730</u>		
	屋内運動場	420	420	<u>1,050</u>		
	照明施設1時間につき			<u>420</u>		
	備考	1及び2（略） 3 基本時間を超えて使用する場合は、1時間につき100円の超過料金 を徴収する。ただし、興行に類するものについては、1時間150円と する。				

4 (略)		4 (略)	
2 冷暖房使用料		2 冷暖房使用料	
施設	会議室名	施設	会議室名
脇本地区公民館	第1集会室	脇本地区公民館	第1集会室
	第2集会室		第2集会室
	会議室 (ステージ)		会議室 (ステージ)
	図書室		図書室
	会議室		会議室
	研修室 (和室) A		研修室 (和室) A
	研修室 (和室) B		研修室 (和室) B
大川地区公民館	講堂	大川地区公民館	講堂
	その他の室		その他の室
			冷暖房
		1時間につき	540円
		〃	540
		〃	320
		〃	100
		〃	210
		〃	100
		〃	100
		〃	210
		〃	100
		1時間につき	520円
		〃	520
		〃	310
		〃	100
		〃	210
		〃	100
		〃	100
		〃	210
		〃	100

○ 阿久根市青年の家条例（昭和59年阿久根市条例第8号）  
（第14条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		現 行	
別表（第7条関係）			
1 施設等使用料			
区分	高校生以下	高校生以下	一般
施設（1人1日につき）	円 50	円 50	円 100
設備（1人1日につき）	20	20	50
寝具（1人1回1組につき）	100	100	<u>150</u>
備考（略）			
別表（第7条関係）			
1 施設等使用料			
区分	高校生以下	高校生以下	一般
施設（1人1日につき）	円 50	円 50	円 100
設備（1人1日につき）	20	20	50
寝具（1人1回1組につき）	100	100	<u>150</u>
備考（略）			

○ 阿久根市脇本地区運動広場の設置及び管理に関する条例（昭和57年阿久根市条例第13号）  
（第15条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		現 行	
別表（第5条関係） 阿久根市脇本地区運動広場使用料		別表（第5条関係） 阿久根市脇本地区運動広場使用料	
種別	時間	種別	時間
基本 料金	体育、スポーツに使用する場合	体育、スポーツに使用する場合	円 120
	入場料又はこれに類するものを徴収しない場合	入場料又はこれに類するものを徴収しない場合	
	入場料又はこれに類するものを徴収する場合	入場料又はこれに類するものを徴収する場合	<u>890</u>
	その他の催し物等に使用する場合	その他の催し物等に使用する場合	<u>1,290</u>
夜間照明施設を使用する場合	入場料又はこれに類するものを徴収する場合	入場料又はこれに類するものを徴収する場合	<u>2,590</u>
	夜間照明施設を使用する場合	夜間照明施設を使用する場合	<u>970</u>
備考		備考	
1 (略)		1 (略)	
2	使用者が特別の設備を行い、又は備えつけの器具以外の器具を使用するときは、電気、水道料等の実費相当額	2	使用者が特別の設備を行い、又は備えつけの器具以外の器具を使用するときは、電気、水道料等の実費相当額に1.05を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を徴収する。
3 (略)		3 (略)	

○ 阿久根市B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例（昭和57年阿久根市条例第12号）  
（第16条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		現 行	
別表（第6条関係） 阿久根市B&G海洋センター使用料 (1) 舟艇等備品			
区分	種類	単位	乗員
18歳未満の者	〃	〃	〃
上記以外の者	〃	〃	〃
	OPヨット	〃	2
	カヌー	〃	1
	BGカッター	〃	7
	12フイートヨット	〃	3
(2) プール施設等（略）			
(3) 体育館			
区分	一般の集会	営業に類するもの	アマチュアスポーツ団体が使用する場合
基本	円 1,290	円 3,880	円 1,080
料	円 1,620	円 3,880	円 1,290
金	円 3,240	円 8,100	円 2,590
照明施設1時間につき	640	640	640
備考	1～4（略）	5 使用者が特別の設備を作り、又は備えつけの器具以外の器具を使用するときは、電気、水道料等の実費相当額を徴収する。	6（略）
区分	一般の集会	営業に類するもの	アマチュアスポーツ団体が使用する場合
基本	円 1,260	円 3,780	円 1,050
料	円 1,570	円 3,780	円 1,260
金	円 3,150	円 7,870	円 2,520
照明施設1時間につき	630	630	630
備考	1～4（略）	5 使用者が特別の設備を作り、又は備えつけの器具以外の器具を使用するときは、電気、水道料等の実費相当額に1.05を乗じて得た額を徴収する。	6（略）

○ 阿久根市給水条例（昭和40年阿久根市条例第11号）  
（第17条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（料金） 第28条 料金は，1 か月について次の表に定めるところにより算出した基本料金及び従量料金の合計額に当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数が生じたときは，その端数は切り捨てた額）とする。</p> <p>表（略）</p> <p>第29条～第36条（略） （給水負担金）</p> <p>第36条の2 給水装置の新設又は改造（メーターの口径を増す場合に限る。以下本条において同じ。）の工事をしよとす者は，当該事に係る給水管に設置されるメーターの口径により，次の表に定める額に当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数が生じたときは，その端数を切り捨てた額）の給水負担金（以下「負担金」という。）を納入しなければならぬ。ただし，改造工事の場合の負担金は，新メーターの口径に係る負担金と旧メーターの口径に係る負担金の額の差額とする。</p> <p>表（略）</p> <p>2～3（略）</p>	<p>（料金） 第28条 料金は，1 か月について次の表に定めるところにより算出した基本料金及び従量料金の合計額に100分の105を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは，その端数は切り捨てた額）とする。</p> <p>表（略）</p> <p>第29条～第36条（略） （給水負担金）</p> <p>第36条の2 給水装置の新設又は改造（メーターの口径を増す場合に限る。以下本条において同じ。）の工事をしよとす者は，当該事に係る給水管に設置されるメーターの口径により，次の表に定める額に100分の105を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは，その端数を切り捨てた額）の給水負担金（以下「負担金」という。）を納入しなければならぬ。ただし，改造工事の場合の負担金は，新メーターの口径に係る負担金と旧メーターの口径に係る負担金の額の差額とする。</p> <p>表（略）</p> <p>2～3（略）</p>



○ 阿久根市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例（平成15年阿久根市条例第35号）  
 （第18条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（料金）                      第4条 料金は、1か月につき次の表に定める基本料金と算定した従量料金の合計額に<u>当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額</u>とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。                      表（略）</p>	<p>（料金）                      第4条 料金は、1か月につき次の表に定める基本料金と算定した従量料金の合計額に、<u>100分の105を乗じて得た額</u>とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。                      表（略）</p>

議案第18号参考 阿久根市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市児童館の設置及び管理に関する条例（昭和39年阿久根市条例第2号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（設置）</p> <p>第1条 本市に次の児童館を設置する。</p> <p>（1）阿久根市立鶴川内児童館 阿久根市鶴川内3310番地</p> <p>（2）阿久根市立中央児童館 阿久根市琴平町68番地1</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 本市に次の児童館を設置する。</p> <p>（1）<u>阿久根市立尻無児童館 阿久根市大川4695番地1</u></p> <p>（2）阿久根市立鶴川内児童館 阿久根市鶴川内3310番地</p> <p>（3）<u>阿久根市立赤瀬川児童館 阿久根市赤瀬川3948番地7</u></p> <p>（4）阿久根市立中央児童館 阿久根市琴平町68番地1</p>

議案第19号参考 阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和51年阿久根市条例第12号）

（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（定義） 第2条（略） 2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（当該児童が、児童を監護しない父若しくは母（施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。）と生計を同じくしているとき、又は父若しくは母の配偶者（施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。）に養育されているときを除く。）の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。 (1)～(5)（略） (6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童 (7)～(9)（略） 3～8（略）</p>	<p>（定義） 第2条（略） 2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（当該児童が、児童を監護しない父若しくは母（施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。）と生計を同じくしているとき、又は父若しくは母の配偶者（施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。）に養育されているときを除く。）の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。 (1)～(5)（略） (6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童 (7)～(9)（略） 3～8（略）</p>

○ 阿久根市営住宅条例（平成10年阿久根市条例第9号）

（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（入居者資格等） 第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1)（略） ア～キ（略） ク <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）</u>第1条第2項に規定する被害者で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの (ア)及び(イ)（略） ケ（略） (2)～(5)（略） 2及び3（略）</p>	<p>（入居者資格等） 第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1)（略） ア～キ（略） ク <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）</u>第1条第2項に規定する被害者で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの (ア)及び(イ)（略） ケ（略） (2)～(5)（略） 2及び3（略）</p>

議案第20号参考 阿久根市地区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市地区集会施設の設置及び管理に関する条例（昭和59年阿久根市条例第4号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（職員）</p> <p>第3条 <u>地区集会施設</u>に所長その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第4条 <u>地区集会施設</u>を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（使用を許可しない場合）</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、<u>地区集会施設</u>の使用を許可しない。</p> <p>(1) <u>地区集会施設</u>の設置目的に反するもの</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、<u>地区集会施設</u>の管理上支障があると認められるもの</p> <p>（使用料）</p> <p>第7条 <u>地区集会施設</u>の利用者は、別表2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>（<u>地区集会施設</u>の現状変更禁止）</p> <p>第9条 利用者は、<u>地区集会施設</u>を模様替えし、又は設備を付加し、その他<u>地区集会施設</u>の現状を変更してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>2 利用者は、前項ただし書の規定により模様替えし、又は設備を付加し、若しくはその<u>地区集会施設</u>の現状を変更した場合は、市長の指示に従い、使用終了後直ちに原状に回復しなければならない。</p> <p>（使用権の譲渡禁止等）</p> <p>第10条 利用者は、<u>地区集会施設</u>の使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>（損害の賠償）</p> <p>第11条 利用者は、<u>地区集会施設</u>を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。</p>	<p>（職員）</p> <p>第3条 <u>集会施設</u>に所長その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第4条 <u>集会施設</u>を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（使用を許可しない場合）</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、<u>集会施設</u>の使用を許可しない。</p> <p>(1) <u>集会施設</u>の設置目的に反するもの</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、<u>集会施設</u>の管理上支障があると認められるもの</p> <p>（使用料）</p> <p>第7条 <u>集会施設</u>の利用者は、別表2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>（<u>施設等</u>の現状変更禁止）</p> <p>第9条 利用者は、<u>施設等</u>を模様替えし、又は設備を付加し、その他<u>施設等</u>の現状を変更してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>2 利用者は、前項ただし書の規定により模様替えし、又は設備を付加し、若しくはその<u>施設等</u>の現状を変更した場合は、市長の指示に従い、使用終了後直ちに原状に回復しなければならない。</p> <p>（使用権の譲渡禁止等）</p> <p>第10条 利用者は、<u>施設等</u>の使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>（損害の賠償）</p> <p>第11条 利用者は、<u>施設等</u>をき損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。</p>

【削除】

(その他)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表1 (第2条関係)

番号	名称	位置
1	古里地区集会施設	阿久根市脇本1176番地1
2	鶴川内地区集会施設	阿久根市鶴川内5033番地
3	西目地区集会施設	阿久根市西目2142番地2
4	西目地区農村広場	阿久根市西目2082番地3
5	折多地区集会施設	阿久根市多田28番地5

別表2 (第7条関係)

1 会議室等使用料

(1) 会議室

区分	施設使用料			冷暖房使用料 (冷暖房機1基、1時間につき)
	9時～12時	12時～17時	17時～22時	
大会議室	円 320	円 430	円 860	円 300
小会議室	210	320	640	100
調理室	430	540	1,080	二
大集会室	320	430	860	300
研修室	210	320	640	100
ホール	210	320	640	100

(2) 加工室使用料

区分	施設使用料 (1時間につき)		冷暖房使用料 (冷暖房機1基、1時間につき)
	9時～17時	17時～22時	
加工室	円 320	円 430	円 100

(管理の委託)

第12条 市長は、地区集会施設の管理を地区の公共的団体に委託することができる。

2 市長は、地区集会施設の管理を委託するに当たっては、使用の目的、範囲、期間その他必要な条件を付けることができる。

3 委託を受けた公共的団体は、誠実に管理し、地区集会施設を利用しようとする者に対して、善良適切な取扱いをするものとする。

(その他)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表1 (第2条関係)

番号	名称	位置
1	古里地区集会施設	阿久根市脇本1176番地1
2	鶴川内地区集会施設	阿久根市鶴川内5033番地
3	西目地区集会施設	阿久根市西目2142番地2
4	西目地区農村広場	阿久根市西目2082番地3

別表2 (第7条関係)

1 会議室使用料

区分	施設使用料			冷暖房使用料 (冷暖房機1基、1時間につき)
	9時～12時	12時～17時	17時～22時	
大会議室	円 310	円 420	円 840	円 310
小会議室	210	310	630	100
調理室	420	520	1,050	二

備考

1 市の休日（阿久根市の休日を定める条例（平成2年阿久根市条例第30号）第1条に規定する休日をいう。）の施設使用料は、上記料金の3割増とする。

2 興行に類するものの施設使用料は、上記料金の5割増とする。

3 基本時間を超えて使用する場合は、1時間につき100円の超過料金を徴収する。ただし、興行に類するものについては、1時間150円を徴収する。

備考

- 1 市の休日（阿久根市の休日を定める条例（平成2年阿久根市条例第30号）第1条に規定する休日をいう。）の施設使用料は、上記料金の3割増とする。
- 2 興行に類するものの施設使用料は、上記料金の5割増とする。
- 3 基本時間を超えて使用する場合は、1時間につき100円の超過料金を徴収する。ただし、興行に類するものについては、1時間につき160円を徴収する。
- 4 加工室使用料について連続して使用する場合は、1日当たり2,500円とする。
- 5 施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

2 農村広場使用料

基本料金	種別		1時間につき
	体育・スポーツに使用する場合	入場料又はこれに類するものを徴収しない場合	円
	入場料又はこれに類するものを徴収する場合		910
その他の催し物等に使用する場合	入場料又はこれに類するものを徴収しない場合	1,290	
	入場料又はこれに類するものを徴収する場合	2,590	
夜間照明施設を使用する場合			970

備考

- 1 市外居住者使用の場合は、基本料金の10割増とする。
- 2 使用者が特別の設備を行い、又は備えつけの器具以外の器具を使用するときは、電気、水道料等の実費相当額を徴収する。
- 3 使用の時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

- 4 施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

2 農村広場使用料

基本料金	種別		1時間につき
	体育・スポーツに使用する場合	入場料又はこれに類するものを徴収しない場合	円
	入場料又はこれに類するものを徴収する場合		890
その他の催し物等に使用する場合	入場料又はこれに類するものを徴収しない場合	1,260	
	入場料又はこれに類するものを徴収する場合	2,520	
夜間照明施設を使用する場合			940

備考

- 1 市外居住者使用の場合は、基本料金の10割増とする。
- 2 使用者が特別の設備を行い、又は備えつけの器具以外の器具を使用するときは、電気、水道料等の実費相当額に1.05を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を徴収する。
- 3 使用の時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

議案第21号参考 阿久根市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市農村公園の設置及び管理に関する条例（平成6年阿久根市条例第11号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>【削除】</p> <p>（損害賠償）</p> <p>第5条 公園の利用者は、施設等を毀損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、これを現状に復し、又は市長が認定する損害額を賠償しなければならない。</p> <p>第6条 （略）</p>	<p>（管理委託）</p> <p>第5条 市長は、この公園を効果的に運営するため、その管理を公園が所在する区に委託する。</p> <p>2 委託する管理は、公園施設の維持管理及び環境の美化保全に関することとする。</p> <p>（損害賠償）</p> <p>第6条 公園の利用者は、施設等をき損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、これを現状に復し、又は市長が認定する損害額を賠償しなければならない。</p> <p>第7条 （略）</p>

議案第22号参考 阿久根市社会教育委員条例及び阿久根市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市社会教育委員条例（昭和34年阿久根市条例第17号）

（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<u>（定数等）</u> 第2条 委員の定数は、 <u>15人とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。</u>	<u>（定数）</u> 第2条 委員の定数は、 <u>20人とする</u>

○ 阿久根市青少年問題協議会設置条例（昭和37年阿久根市条例第18号）

（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<u>（任期等）</u> 第2条 <u>協議会の</u> _____ 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 （略） 3 <u>協議会に会長1人を置き、委員の互選によって定める。</u> 4 （略） 5 （略） 6 （略） 7 （略） 8 （略）	<u>（任期）</u> 第2条 <u>法第3条第3項の規定により学識経験がある者のうちから任命された委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 2 （略） 3 （略） 4 （略） 5 （略） 6 （略） 7 （略）